

議案第60号

長与町都市計画税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年9月1日

長与町長 吉田慎一

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 長与町都市計画税条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 長与町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。